

我が国の国土の3分の2を占める森林は、遺伝子や種のレベルにおいて多種多様な動物、植物や土壤生物が生息・生育し、立地条件や気象状況などの環境とともに多様で複雑な生態系を構成しており、生物多様性の保全において重要な要素となっている。特に国有林野は奥地脊梁山脈や水源地域を中心にして里山まで全国各地に所在しており、我が国の生物多様性の保全を図る上で重要な位置を占めている。

このため、国有林野の管理经营にあたっては、生物多様性の保全も含め期待される役割を十分果たせるよう、森林の健全性を維持・確保していく取組を、地域の状況等に応じた目標を設定しつつ、持続していくことが重要となる。

具体的には、原生的な天然生林や貴重な野生動植物が生息・生育する森林については、厳格な保全・管理を行う保護林や、野生生物の移動経路となる緑の回廊を積極的に設定するなど拡充を図り、モニタリング調査を通じた適切な保全・管理を推進するとともに、その他の森林については適切な間伐の実施、針広混交林化、復層林化、長伐期化や里山等の積極的な整備など、地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進することとする。また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、地域の森林・林業に多大な被害を与えていた野生鳥獣との共存に向けた森林の整備や、地域の特性を活かした効果的な森林管理が可能となる地区においては、地域やボランティア、NPO等と協働・連携し、荒廃した植生回復など森林生態系の保全等の取組を推進することとする。

## 2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項

### (1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理

国有林野事業の使命を十全に果たす上で極めて重要である。このため、森林巡視を着実に実施することにより、山火事の防止、森林病虫害や鳥獣被害の防除、廃棄物の不法投棄への対応、標識の設置、保安林の適切な管理等の森林の保全管理による国有財産等による国有財産としての管理を適切に実施する。また、森林の保全管理に当たっては、地域住民、地元自治体、ボランティア等との協力・連携を図るとともに、入林者への山火事や不法投棄防止意識の啓発等に努めるものとする。

## 2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項

### (1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理

国有林野事業の使命を十全に果たす上で極めて重要である。このため、森林巡視、山火事の防止、森林病虫害や鳥獣被害の防除、廃棄物の不法投棄への対応、標識の設置、保安林の適切な管理等の森林の保全管理による国有財産等による国有財産としての管理を適切に実施する。また、森林の保全管理に当たっては、地域住民、地元自治体、ボランティア等との協力・連携を図るとともに、入林者への山火事や不法投棄防止意識の啓発等に努めるものとする。

(2) 保護林など擾れた自然環境を有する森林の維持・保存

奥地脊梁山地に広く所在している国有林野は、優れた景観を有する森林や、貴重な野生動植物が生息・生育するなど豊富な森林生態系を維持している森林、溪流等と一体となって良好な環境を形成している森林も多く、地球環境保全や生物多様性の保全の観点からも、このような森林の維持・保存はますます重要にならなければならない。

このため、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営方針の下で、「森林と人との共生林」のうち、自然環境の保全、動植物の保全、遺伝資源の保存等を第一とし、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の観点で希少種の保護、移入種の侵入防止、駆除等に努めることも、特に原生的な天然林や貴重な動植物の生息・生育地等特別な保全管理が必要な森林については、保護林として積極的に設定するなどその拡充を図ることとする。

これららの設定に当たっては、生物多様性保全のための場として戦略的な配慮を考慮する。これに加え、森林生態系保護地域を中心としたネットワークの形成を図るため、民有林関係者等とも連携しつつ「緑の回廊」を設定し、野生生物の自由な移動の場として保護するなど、より広範で効果的な森林生態系の保護に努めるものとする。

入林者の影響等による植生の荒廃の防止、回復のための措置が必要な箇所に於いては、地域の関係者等との利用のルールの確立等を図るとともに、その内等について地域外の方々にもご理解をいただきだけるようホームページの活用・工夫を図るなど適切に対処する。また、立入が可能な区域においては、学習の場として多くの国民が利用できるよう歩道の整備に努めるほか森林生態系や

さらに、保護林のあり方やその保全管理について、NPO等の国民の意見・適切な取組を進めるとともに、環境行政との緊密な連携を確保する。

(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存

奥地脊梁山地に広く所在している国有林野は、優れた景観を有する森林や、貴重な野生動植物が生息・生育するなど豊富な森林生態系を維持している森林、渓流等と一体となって良好な環境を形成している森林も多く、地球環境保全や生物多様性の保全の観点からも、このような森林の維持・保存はますます重要なにつてきている

このため、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営方針の下で、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている「森林と人との共生林」については、自然環境の保全を第一とした管理経営を行なうこととし、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ希少種の保護や移入種の侵入防止等に努めることとともに、特に原生的な天然林や貴重な動植物の生息・生育地等特別な保全管理が必要な森林については、保護林として積極的に指定するなどその拡充を図ることとする。

これに加え、森林生態系保護地域を中心とした他の保護林とのネットワークの形成を図るため、民有林関係者等とも連携しつつ「緑の回廊」を設定し、野生生物の自由な移動の場として保護するなど、より広範で効果的な森林生態系の保護に努めるものとする。

入林者の影響等による植生の荒廃の防止、回復のための措置が必要な箇所については適切に対処するとともに、立入が可能な区域においては、学習の場等として多くの国民が利用できるよう歩道の整備に努めるほか森林生態系に関する知識の普及啓発に努める。

さらに、国民の意見を反映した保護林のあり方やその保全管理について、NPO等の協力を得るなどして、それぞれの保護林の状況も踏まえつつ幅広く検討し、適切な取組を進めるとともに、環境行政との緊密な連携を確保する。

(1) 国有林野の林産物の安定供給

### 3 國有林野の林産(1) 林産物の供給

国有林野事業においては、公益的機能の維持増進を目指す管理経営を進めつつ、森林の多面的機能の発揮の観点から、木材生産も森林の主要な機能の一

### 3 国有林野物の供給に関する基本的な事項 (1) 林野物の供給

### 3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項

国有林野事業においては、公益的機能の發揮の観点から、木材生産も森林の主要な機能の一  
つ、森林の多面的機能の発揮を進める管理經營を進め

つとして位置づけ、計画的・安定的な木材の供給を図ってきたところであり、地域における木材の安定供給体制の整備等が促進されるよう、引き続き持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

また、地球温暖化防止のための森林吸収源対策として積極的な間伐等の森林整備を進めることに伴い生産される間伐材等これまで利用が低位であった曲がり等を含む木材については、木材加工技術の向上により、合板や集成材等の原 料として利用が拡大していることから、その需要者等へ安定的に供給することとする。

さらに、多様な森林資源を有している国有林野の特性を活かし、民有林から の供給が期待しにくい大径長尺材や檜皮（ひわだ）等の計画的な林産物の供給に努める。また、流域管理システムの推進の観点から、民有林・国有林一体となつた產地銘柄の形成、国産材のPRの展開、需給動向の情報交換等により木材の安定供給や国産材の需要拡大に寄与することとする。

あわせて、国有林には再生可能な豊富な森林資源があることから、二酸化炭素の排出抑制に資する木質バイオマスの利用の促進のため、利用が低位な木材の有効利用の観点からもその供給にも努めることとする。

## (2) 林産物等の販売

国有林野の林産物の販売については、より効率的な事業運営を図る観点から原則として立木販売によることとし、高付加価値を期待できる高品質材等の供給や、間伐材の利用促進にあたっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着を図りつつ、素材（丸太）販売により実施する。

林産物の販売に当たっては、持続的・計画的に林産物を供給する方針の下で、安定的な需要を確保しつつ、需要動向に対応して弾力的に行うことともに、市場への販売委託を推進するなど民間の木材市場等を活用し、また、曲がり等を含む間伐材については、需要先へ直送するシステム販売により新規需要開拓と安定的な供給を図ること等により、林業・木材産業の活性化を図るとともに、併せて収入の確保によることとする。

環境緑化木等国有林野に賦存する多様な資源については、公益的機能の発揮に配慮しつつ、地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な販売に努めるものとする。

つとして位置づけ、計画的・安定的な木材の供給を図ってきたところであり、特に「資源の循環利用林」については、地域における木材の安定供給体制の整備等が促進されるよう、引き続き持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

また、多様な森林資源を有している国有林野の特性を活かし、民有林からの供給が期待しにくい大径長尺材や檜皮（ひわだ）等の林産物の供給に努める。また、流域管理システムの推進の観点から、民有林・国有林一体となつた產地銘柄の形成や国産材のPRの展開等により国産材市場の活性化等に寄与することとする。

(2) 林産物等の販売

国有林野の林産物の販売については、より効率的な事業運営を図る観点から原則として立木販売により実施することとし、素材（丸太）販売については、高付加価値を期待できる高品質材等に限定することとする。

林産物の販売に当たっては、持続的・計画的に林産物を供給する方針の下で、安定的な需要を確保しつつ、需要動向に対応して弾力的に行うことともに、市場への販売委託を推進するなど、民間の木材市場等を活用し、収入の確保に努めることとする。

また、木材の生産・加工の担い手の育成整備を図るとともに、需要や販路の拡大を図る観点から、製材品需要者も視野に入れた協定に基づく長期的・安定的な販売の推進に努めることとする。

環境緑化木等国有林野に賦存する多様な資源については、公益的機能の発揮に配慮しつつ、地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な販売に努めるものとする。

#### 4 国有林野の活用に関する基本的な事項

(1) 国有林野の活用の適切な推進  
国有林野の活用に当たっては、その所在する地域の社会的経済的状況、住民の意向等を考慮して、農林業の構造改善のための活用、公用、公共用施設への活用、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興、住民の福祉の向上、都市と農山村の交流の促進による地域社会の活性化に資するよう積極的に推進するものとする。

また、林野・土地等のうち、土地については資産の徹底した見直しを行い、事業遂行上不可欠なものを見き、可能な限り売り払うこととし、林野については、公益的機能の發揮、木材生産機能の確保等との調整を図りつつ、「市町村の森」等の地域住民の福祉の向上に寄与する森林や、農林業をはじめとした地元産業の振興等に必要な林野の売払いを推進するなど、地域振興に寄与する国有林野の活用に、地元自治体との情報交換を十分に行いつつ、取り組むものとする。

このような国有林野の活用を通じて収入の確保にも資するものとする。

#### 4 国有林野の活用に関する基本的な事項

(1) 国有林野の活用の適切な推進  
国有林野の活用に当たっては、その所在する地域の社会的経済的状況、住民の意向等を考慮して、農林業の構造改善のための活用、公用、公共用施設への活用、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興、住民の福祉の向上、都市と農山村の交流の促進による地域社会の活性化に資するよう積極的に推進するものとする。

また、林野・土地等のうち、土地については資産の徹底した見直しを行い、事業遂行上不可欠なものを見き、可能な限り売り払うこととし、林野については、公益的機能の発揮、木材生産機能の確保等との調整を図りつつ、「市町村の森」等の地域住民の福祉をはじめとした地元産業の振興等に必要な林野の売払いを推進するなど、地域振興に寄与する国有林野の活用に、地元自治体との情報交換を十分に行いつつ、取り組むものとする。

このような国有林野の活用を通じて収入の確保にも資するものとする。

#### (2) 公衆の保健のための活用の推進

公益的機能の維持増進を旨とする管理経営方針の下で、国有林野のうち自然景観が優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適したもの及び快適な生活環境を保全・形成する上で重要な役割を果たしている「森林と人との共生林」のうち、国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として選定して、広く国民に開かれ利用に供することにより、森林とのふれあいを通じた豊かな国民生活の実現に資するものとする。

この場合、森林とのふれあいに対する多様化、高度化する多様化、高度化する国民の要請を踏まえ、幼児、青少年から高齢者までの国民各層が四季折々の自然の美しさや心身の安らぎを享受するとともに、精神的な豊かさを養うことができるよな場を提供していくとの観点から、「レクリエーションの森」を魅力あるブランドとして整備し、その活用を推進していくものとする。その実施に当たっては、民間活力を活かした施設整備等の推進に努めていくこととし、受益の程度に応じた負担のあり方も含め、具体的な方策について様々な意見を得ながら、幅広い検討を行っていくものとする。

#### (2) 公衆の保健のための活用の推進

公益的機能の維持増進を旨とする管理経営方針の下で、国有林野のうち自然景観が優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適したもの及び快適な生活環境を保全・形成する上で重要な役割を果たしている「森林と人との共生林」のうち、国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として選定して、広く国民に開かれ利用に供することにより、森林とのふれあいを通じた豊かな国民生活の実現に資するものとする。

この場合、森林とのふれあいに対する多様化、高度化する多様化、高度化する国民の要請を踏まえ、幼児、青少年から高齢者までの国民各層が四季折々の自然の美しさや心身の安らぎを享受するとともに、精神的な豊かさを養うことができるよな場を提供していくとの観点から、「レクリエーションの森」を魅力あるブランドとして整備し、その活用を推進していくものとする。その実施に当たっては、民間活力を活かした施設整備等の推進に努めていくこととし、受益の程度に応じた負担のあり方も含め、具体的な方策について様々な意見を得ながら、幅広い検討を行っていくものとする。

イア、NPO、企業等による資金や人的な支援を誘導するサポーター制度による整備・管理を支える仕組みの充実等に努めていくこととする。  
また、特に一定の施設整備を行うべき地域については、需要動向等も踏まえつつ、広く公衆の保健利用に供するための計画を策定し、国土の保全、自然環境の保全等の公益的機能との調和を図りながら、民間の能力を活かして休養施設、スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設等の整備を行う

また、特に一定の施設整備を行うべき地域については、需要動向等も踏まえつつ、新たに、広く公衆の保健利用に供するための計画を策定し、国土の保全、自然環境の保全等の公益的機能との調和を図りながら、民間の能力を活かして休養施設、スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設等の整備を行うものとする。

5 国有林野の管理経営の事業の実施体制、長期的な収支の見通しその他事業の運営に関する事項

(1) 管理経営の事業実施体制

国有林野の管理経営については、簡素な組織・要員の下で効率的に行うこととし、事業の実施に当たっては、民間事業者の能力を活用しつつ、保全管理、森林計画、治山等に限定し、伐採、造林等の実施行行為は、できるだけ早い時期にそのすべてを民間事業者に委託して行うものとする。  
また、林産物売扱いに係る収穫調査等については、引き続き、国の監督下にある指定調査機関への委託を推進する。  
なお、地域の実情等を踏まえつつ民間委託になじまないものには、国で実施するなど適切に対処することとする。  
組織機構については、国有林野の管理経営を森林管理等の行政的な業務を主体とするものへ移行すること及び実施体制の効率化を図ることを基本として、平成15年度末までに、プロック単位の7森林管理局及び流域単位の98森林管理署等への再編整備を終えることとし、引き続き簡素かつ効率的な組織の下で適切な管理経営を行うこととする。

職員数については、今後とも、国有林野の管理経営の方針を公益的機能の維持増進を旨とするものとするとともに、伐採、造林等の実施行行為のすべてを民間事業者に委託して行うこと及び現場における適切な森林保全管理を推進することに対応し、効率的な実施体制に即したものとしていくこととする。

その後の業務に応じた必要かつ最小限のものとする。  
なお、職員数の適正化については、本人の意に反して退職させないとの考え方の方の下で、引き続き適切に推進する。

## (2) 長期的な収支の見通し

### (2) 長期的な収支の見通し

本計画を踏まえ、一定の条件のもとで収支を試算すると次のとおりである。

本計画を踏まえ、一定の条件のもとで収支を試算すると次のとおりである。

	平成21～25年度 (実績額)	平成26～30年度 (予定額)
収入		
自己収入 (一般会計受入等を含む)	2,290 1,570	2,110 1,600
借入金	0	0
支出		
事業運営費等	2,290 1,520	2,110 1,410
利子・償還金	770	700
収支差	0	0

注：1 借入金欄の上段は新規の借入金、下段の（ ）は、その借換に係る借入金である。

2 四捨五入により計が一致しない場合がある。

3 試算の主な前提条件については、別紙のとおりである。

	平成16～20年度 (実績額)	平成21～25年度 (予定額)	平成26～30年度 (予定額)	平成21～25年度 (年平均)	平成21～25年度 (年平均)
収入					
自己収入 (一般会計受入等を含む)	2,290 1,570	2,110 1,600	2,260 1,650	2,080 1,660	
借入金	0	0	0	0	
支出					
事業運営費等	2,290 1,550	2,110 1,710	2,260 1,500	2,080 1,500	
利子・償還金	700	700	580		
収支差	0	0	0	0	

注：1 借入金欄の上段は新規の借入金、下段の（ ）は、その借換に係る借入金である。

2 四捨五入により計が一致しない場合がある。

3 試算の主な前提条件については、別紙のとおりである。

### （3）その他事業運営に関する事項

#### ア 事務の改善合理化

国有林野事業の各種事務処理を行うための「国有林野情報管理システム」や府省共通システムの活用、ネットワークを通じた円滑な情報の伝達、森林GIS（地理情報システム）を活用した現場業務の支援などを通じ、効率的な事務処理の推進を図ることとする。

### （3）その他事業運営に関する事項

#### ア 事務の改善合理化

国有林野事業のコンピュータ・ネットワークである「分散処理システム」について、電子政府構築計画における各府省に共通する業務・システムの最適化の方向性も踏まえ、さらなる効率化、コスト削減、事務処理の迅速化等の観点から抜本的な見直しを図る。

また、電子入札の導入、ネットワークを活用した連絡・通知等のペーパーレス化や各種情報のデータベース化等を進めることとする。  
さらに、GIS（地理情報システム）をはじめとする各種データの活用等、現場業務を支援するIT化等についての検討を進めることとする。

### イ 労働安全衛生の確保

#### イ 労働安全衛生の確保

労働安全衛生の確保は、職員の安全と健康を守ることとともに、事業の円滑な運営にとつて不可欠な条件であることから、労働災害防止については、人命尊重を基本理念として、安全活動状況の分析・検討等、現場実態等に対応した安全管理体制の機能の活性化及び安全で正しい作業の確実な実践等により、労働災害の未然防止を図るとともに、健康管理については、生活習慣病予防等の健康保持増進対策、心の健康づくり対策等の推進を図ることとする。

ウ 林業事業体の育成強化  
伐採、造林等の事業の実施行行為は、民間事業体等に全面的に委託することとしており、安定的、効率的な経営が可能となることを育成することが重要となる。

このため、林業事業体の経営の安定化の観点から安定的・計画的な事業実施に資するため、事業の年間発注見通しに関する情報の提供や、国有林材の安定的・計画的な販売を行うシステム販売に取り組む。さらに、事業実施の効率化等の観点から、低コストで壊れにくいう路網を軸とした高効率・低コストの作業システムの普及や林業事業体が自ら取り組む労働安全衛生活動等の確保に資する事業成績評定の実施等に取り組み、林業技術の向上や安全管理の充実、品質の確保等の観点からも、林業事業体の経営基盤の強化に資するよう努めることとする。  
このような林業事業体の育成強化を通じて、林業労働力の確保にも資することとする。

労働安全衛生の確保は、職員の安全と健康を守ることとともに、事業の円滑な運営にとつて不可欠な条件であることから、労働災害防止については、人命尊重を基本理念として、安全活動状況の分析・検討等、現場実態等に対応した安全管理体制の機能の活性化及び安全で正しい作業の確実な実践等により、労働災害の未然防止を図るとともに、健康管理については、生活習慣病予防等の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策等の推進を図ることとする。

ウ 林業事業体の育成強化  
伐採、造林等の事業の実施行行為は、地域の実情等を踏まえつつ、民間事業体等に全面的に委託することとしており、効率的、安定的な経営が可能となるような経営基盤の強い林業事業体を育成することが重要となる。

このため、林業事業体の登録制度の活用、公募により一定の区域における伐採、造林等の作業を組み合せた請負事業を安定的・計画的に発注する長期協定システムや国有林材の安定的・計画的な販売を行う安定供給システムの適切な実施、林業事業体の零細性克服のための共同請負事業体結成への誘導、労働安全衛生の確保についての適切な指導等に積極的に取り組み、林業事業体の経営基盤の強化に資するよう努めることとする。

このような林業事業体の育成強化を通じて、林業労働力の確保にも資することとする。

## 6 その他国有林野の管理経営に關し必要な事項

### (1) 人材の育成

国有林野事業は、その使命を十全に果たすために必要最小限の要員規模で少數精銳による管理経営を行っていかなければならないことから、人材の極めて重要である。  
このため、公益的機能重視の森林施業、治山事業の推進、流域管理システムの推進、生物多様性の保全等国有林野の管理経営に関する基本方針を踏まえるとともに、「国民の森林」に向け新たな課題も念頭に置きつつ、森林に關する技術者としての専門的な知識、能力としての幅広い知識や経験、能力を養うため、研修の充実や森林インストラクター等の資格取得の促進、関係省庁等との人事交流等を行ふこと

## 6 その他国有林野の管理経営に關し必要な事項

### (1) 人材の育成

今後の国有林野事業は、その使命を十全に果たすために必要最小限の要員規模で少數精銳によることから、人材の育成は極めて重要である。  
このため、公益的機能の重視や流域管理システムの推進等国有林野の管理経営に關する基本方針を踏まえるとともに、開かれた「国民の森林」に向けた新たな課題も念頭に置きつつ、森林に關する技術者としての専門的な知識、行政官としての幅広い知識や経験、能力を養うため、研修の充実や森林インストラクター等の資格取得の促進、関係省庁等との人事交流等を行ふこと

トランクマークの資格取得の促進、関係省庁等との人事交流等を積極的に行なうことをとする。

(2) 林業技術の開発普及  
森林の有する公益的機能の高度發揮等に対する国民の要請に対応し得る森林の整備を図るために、国有林野事業における技術開発基盤としまどよりの多様な森林ととして計画的に推進する。また、その成果は、国有林野の管理経営に活かすとともに、研修の場の提供等を通じて普及・定着に努め、地域林業の振興に寄与するものとする。なお、保護林など優れた自然環境を有する森林を中心とした多様な国有林野を大半が研究機関にも学術研究のフィールドとして提供するなど、積極的な情報提供に努めるとともに、国有林野の管理経営を進める中で、これらのフィールドの適切な管理に努めることとする。  
さらに、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着や低コスト造林の導入・定着を図り、国有林野事業の実施を通じて、それらの民有林への普及に取り組むこととする。

(2) 林業技術の開発普及  
森林の有する公益的機能の高度発揮等に対する国民の要請に対応し得る森林の整備を図るために、国有林野事業における技術開発基盤としまどよりの多様な森林ととして計画的に推進する。また、その成果は、国有林野の管理経営に活かすとともに、研修の場の提供等を通じて普及・定着に努め、地域林業の振興に寄与するものとする。なお、保護林など優れた自然環境を有する森林を中心とした多様な国有林野を大半が研究機関にも学術研究のフィールドとして提供するなど、積極的な情報提供に努めるとともに、国有林野の管理経営を進める中で、これらのフィールドの適切な管理に努めることとする。

(3) 地域振興への寄与  
地域振興への寄与は、国有林野事業の重要な使命の一つであり、地元自治体等の理解を得ながら進められる必要のある国有林野事業の改革の過程においても十分な配慮が必要である。このため、地域の伝統産業の育成にも資する森林の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用等、国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用を通じて、林業・木材産業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めるものとする。

(3) 地域振興への寄与  
地域振興への寄与は、国有林野事業の重要な使命の一つであり、地元自治体等の理解を得ながら進められる必要のある国有林野事業の改革の過程においても十分な配慮が必要である。このため、地域の伝統産業の育成にも資する森林の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用等、国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めるものとする。

(4) 労使協力の推進  
国有林野事業の改革を実現する上で労働組合の理解と協力は極めて重要である。労使が国民の負託に応えて国有林野事業の使命を達成していくという共通の認識に立ち、相互理解と信頼に基づき、一体となって国有林野事業の改革を推進するよう努めるものとする。

(4) 労使協力の推進  
国有林野事業の改革を実現する上で労働組合の理解と協力は極めて重要である。労使が国民の負託に応えて国有林野事業の使命を達成していくという共通の認識に立ち、相互理解と信頼に基づき、一体となって国有林野事業の改革を推進するよう努めるものとする。

## (別紙)

主な前提条件は、以下のとおりである。

- ① 収穫量は、「森林・林業基本計画」における森林整備推進の考え方を踏まえた見込み数値。

	平成21～25年度 (平均)	平成26～30年度 (平均)
収穫量	840万m <sup>3</sup> /年度 4.20	1190万m <sup>3</sup> /年度 7.50
主伐	4.20	4.40
間伐	36.1千ha/年度 6.0	33.8千ha/年度 7.6
(参考: 更新間伐)		
人工造林	30.1	26.2
天然更新		

## ② 自己収入のうち

木産物販売額は、平成18年度実績単価を基に算定。(木材生産については、平成18年度の実績数量267万m<sup>3</sup>で推移すると見込む)

## ③ 事業関係費等のうち

ア 業務管理費として、人件費と収穫調査等の民間委託による所要経費を見込める。

要員については、総人件費改革に基づく国の行政機関の定員を基本。

イ 事業的経費については、このうち木材生産費等を除く額の約5割は過去5年間の収穫量の年平均量と連動して推移、残りの約5割の経費は固定。

④ 利子・償還金は、5年償還(1年据置)とし、金利2.1%として見込む。

## (別紙)

主な前提条件は、以下のとおりである。

- ① 収穫量は、「森林・林業基本計画」における森林整備推進の考え方を踏まえた見込み数値。

	平成16～20年度 (平均)	平成21～25年度 (平均)
収穫量	670万m <sup>3</sup> /年度 3.00	840万m <sup>3</sup> /年度 4.20
主伐	370	420
間伐		
(参考: 更新間伐)		
人工造林	5.4	9.0
天然更新	30.5	33.0

## ② 自己収入のうち

木産物販売額は、平成14年度実績単価を基に算定。(木材生産については、高品質材など特産樹種等を対象に70万m<sup>3</sup>で推移すると見込む)

## ③ 事業関係費等のうち

ア 業務管理費として、人件費と収穫調査等の民間委託による所要経費を見込める。

要員については、改革着手前(平成8年度末)15千人のうち3分の1程度の規律。

イ 事業的経費については、このうち木材生産費等を除く額の約5割は過去5年間の収穫量の年平均量と連動して推移、残りの約5割の経費は固定。

④ 利子・償還金は、5年償還(1年据置)とし、金利1.6%として見込む。

